

2014年8月14日

原子力規制委員会 委員長 田中俊一様

原子力規制庁志賀原子力規制事務所 所長 新崎英一様

命のネットワーク代表 多名賀 哲也

〒925-0052 石川県羽咋市中央町サ5(羽咋労働会館内)

TEL0767-22-2111

## 抗議文

8月12日、北陸電力は唐突に貴委員会に対し、志賀原発2号機の「安全審査」(原発の新規性基準への適合審査)を申請した。これはあまりに身勝手に道理に反し、かつ住民無視の暴挙であり、この申請をやすやすと受け付けた貴委員会の無責任な対応に対し、強い憤りをもって抗議する。

一、 7月11日の第2回志賀原発敷地内の断層に関する評価会合の結果を、貴委員会は、いったいどう評価しているのか。

報道によれば、北陸電力に対し各委員からはデータ不足の指摘が相次ぎ、次回以降の予定も未定というのではないか。断層の活動性の疑いは深まりこそすれ、いっこうに解明されていないにもかかわらず、再稼働に向けての安全審査申請を強行することは、この評価会合そのものをないがしろにすることではないのか。貴委員会は、どう考えているのか。

二、 今回の新規性基準は、さきの福島原発事故の反省にたって、きちんとした過酷事故対策を求めるためのものとされている。

しかし、北陸電力の今回の申請内容には、ヨーロッパ諸国で整備されているコアキャッチャーについての計画が含まれていないばかりか、フィルター付ベントについても工事完成が遅れているために盛り込まれていな

いという。

これでは、まだまだ申請以前の段階だということを北陸電力が自ら認めているようなものではないか。

貴委員会は、こんな申請内容でさえ受け付けるのか。だとすれば、貴委員会の存在意義の根幹に関わる問題である。

- 三、北陸電力社長は、会見で「申請を行うことで、地元の皆さんに安心してもらえらると思う」という趣旨の発言を行っている。しかし、貴委員長自らが「この『安全審査』に合格したからといって、必ずしもその原発の安全性が確保されるわけではない」という発言をしている。であるならば、この申請によって住民の不安が増すことはあっても、減ることなどありえない。ましてや北陸電力は「申請は勝手にする行為だから」と立地町・県にさえ申請前の説明をしていない。貴委員会は、住民の不安を増やすだけの身勝手な申請を何故受け付けたのか。

以上の諸点のような問題がありながら、今回の北陸電力志賀原発2号機の「安全審査」を受け付けたことは、貴委員会が審査を受ける当の電力事業者から軽んじられていることを自ら認めるようなものではないか。そのような関係でありながら、自らを原子力規制委員会と名乗り続ける理由はあるのかとさえ問いただしたくなる。

私たち住民は、全く無視されている。そのことが今回のことで、ますますはっきりした。強く抗議し、申請受け付けの撤回を求めると共に、志賀原子力規制事務所にて、以上の問題について近日中にご回答をいただきたい。